

(別紙)

守谷発第1683号
令和8年6月25日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

守谷市長 松丸 修久
(公 印 省 略)

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年3月3日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスモール守谷・ワンダーグー守谷店
所在地 守谷市松ヶ丘6丁目6番1号 外

2 届出者

- (1) 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- (2) REXT Holdings株式会社 代表取締役 塩田 徹
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。